

彦根市都市公園トライアル・サウンディング募集要項

期間中は無料で公園を利用できます (一部を除く)。

彦根でイベントしてみない?

彦根市都市公園トライアル
サウンディングを行います

4/1月~12/28(出)

公園を自由に、いろんな形で使ってみませんか?

音楽イベント

キッチンカー

ワークショップ

令和6年4月

彦根市都市政策部 都市計画課

1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、都市公園の暫定利用を希望する皆様の提案を募集し、一定期間、無料で実際に使用してもらう制度です。暫定利用後、課題を整理し、今後の公募設置管理制度(Park・PFI)の活用等に活かしていくため、市は都市公園に対する市場性やニーズ等を、また利用者は、使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、立地条件等を確認できる社会実験的な取組です。

公募設置管理制度(Park・PFI)についての詳細は、最終ページをご確認ください。

2 都市公園におけるトライアル・サウンディング実施の背景・目的

都市公園は、少子高齢化や人口減少、公園施設の老朽化の進行、財政面・人員面の制約の深刻化、国民の価値観の多様化等、社会情勢の変化に対応した効果的・効率的な管理・運営が求められています。

彦根市では、都市公園の価値を一層向上させるため、これまでの行政主体の取組みだけではなく、利用者の皆様との官民連携を加速し、一層柔軟に使いこなす新たな発想や仕組みを取り入れることで、都市公園を彦根市のローカルコンテンツとして育て、個性と魅力ある公園空間を創出し、地域コミュニティを活性化することを推進しています。

3 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できます。

事業者のメリット

- ・短期間での無料の暫定利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- ・使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。
- ・公園で普段できないことにチャレンジするきっかけとなります。

市のメリット

- ・暫定利用を通じた事業者の皆様との対話により、早い段階で市場性を確認できます。
- ・事業者の皆様からの提案(イベント開催等)により、個性と魅力ある公園空間が生まれ、公園利用者の利便性向上が期待できます。
- ・アンケート等を通じて、公園利用者のニーズをとらえることができます。
- ・今後の公募設置管理制度(Park・PFI)等の導入に向けて情報を集めることができます。

4 提案の概要

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- (ア) 対象公園に関するものであること。
- (イ) 確実に実施できる利用内容であること。

(ウ) 公園を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。

(エ) 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものでないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

(ア) 政治的または宗教的活動

(イ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供活動等

(ウ) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

(オ) 公序良俗に反し、または反社会的な活動

(カ) その他、都市公園法の趣旨に沿わない行為など、市が本事業との関連性が低いと判断する行為

(3) 利用期間等

利用期間は、最短1日～最長3カ月を基本とします。

なお、イベント等と重なった場合は、日時の変更等、調整する場合があります。

5 対象公園

以下の施設について、ご意見、ご提案をお聞かせください。

各施設の詳細については、添付の対象施設調書をご確認ください。

番号	施設名	所在地	備考
	荒神山公園	日夏町4786番地1	指定管理者による管理
	金亀公園	金亀町3030番地1	指定管理者による管理
	庄堺公園	開出今町1428番地2	一部指定管理者による管理
	福満公園	西今町99番地	彦根市管理
	河瀬公園	川瀬馬場町641番地	彦根市管理
	京町公園	京町二丁目119番地1	彦根市管理
	千鳥ヶ丘公園	芹川町1453番地	彦根市管理

上記以外に実施したい公園があればお気軽にご相談ください。

6 スケジュール(予定)

日程	内容
令和6年4月1日	応募開始(募集要項の公表)
令和6年4月1日～ 令和6年12月28日	以下の【トライアル・サウンディング実施の流れ】より、 当期間内にて実施する。

公園利用者からの苦情が発生する等、諸事情により予定期間中にトライアル・サウンディングの実施を終了する場合があります。

【トライアル・サウンディング実施の流れ】

内 容	詳 細
事前相談・現地調査	事前相談は、電話およびメールにてお申込みください。 (メールの件名は「〇〇公園におけるトライアル・サウンディングについて」としてください。) 現地調査は、利用者への迷惑を及ぼさない範囲で行うこととします。
暫定利用申請の提出	事前相談後、暫定利用を希望する皆様から提案を申請いただきます。(提案時には、8 申請方法に示す(1)提案書類を提出してください。)
提案審査	提案内容を市で審査し、このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
事前協議	暫定利用前に事前協議を実施し、提案内容に必要な書類の提出をお願いします。(公園内行為許可申請書、使用料減免申請書等)
暫定利用の実施	提案内容に応じた暫定利用を実施する。
実績報告書の提出	暫定利用終了後、実績報告書(レポート)を提出する。

7 参加資格条件等

(1) 参加の条件(アンケート調査、ヒアリング調査の協力)

公園利用者に対してアンケート調査を実施する際は、配布と回収について協力することとします。(アンケートの作成は、市で行います。)

また、暫定利用後のヒアリング調査についても協力していただきます。

(2) 参加者の条件

(ア) 対象者

トライアル・サウンディングによる暫定利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます。)は、提案内容を実行する意思と能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

(イ) 役割分担

利用希望者は、単独またはグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)と

し、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(3) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (イ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)および民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続きをしている者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある事業者
- (エ) 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行う等、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者。
- (オ) 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者に対して、名目の如何を問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者
- (カ) 政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
- (キ) 宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)
- (ク) 国税および地方税を滞納している者

8 申請方法

(1) 提案書類

(ア) トライアル・サウンディング利用申込書(様式 1)

(イ) 提案書(任意様式)

暫定利用の詳細な内容について、「4 提案の概要」を踏まえて記載してください。

(ウ) 使用希望者の概要(様式 2)

(エ) 誓約書(様式 3)

(2) 提案書類の作成方法等について

用紙は A 4 版、左綴じとし、(ア)から(エ)を PDF データにいただきメールで提出してください。

(3) 提出期間

令和6年10月31日(木)まで

暫定利用は、12月28日までが可能ですが、審査には時間を要する場合がありますので、期間に余裕をもって応募いただきますようお願いいたします。

9 提案審査

(1) 提案審査

提案書類に基づき、都市計画課において以下の視点から審査を行います。

なお、必要に応じてヒアリング(提案書類の内容確認など)を実施します。

- (ア) 今回、実施するトライアルサウンディングの主旨を理解し、高い効果が見込まれる提案内容であること。
- (イ) 柔軟性、独自性に富んだ提案内容であること。
- (ウ) 公園利用者の利便性向上に繋がっている提案内容であること。
- (エ) 市場性が高く、一定の集客が見込まれる提案内容であること。

(2) 選定の取り消し

使用希望者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、または暫定使用者の決定を取り消すことがあります。

- (ア) 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- (イ) 応募資格を満たしていないことが判明した場合。
- (ウ) 著しく社会的信用を損なう行為により、公園施設を使用して暫定利用を実施することについて、市がふさわしくないと判断した場合。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各使用希望者に通知します。また、暫定使用者として決定した者については、その事業者名等を随時、発表します。

なお、審査結果に対する異議は申し立てることができません。また、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。

10 暫定利用の実施

(1) 事前協議の実施

暫定利用開始前に、都市計画課との間で、暫定利用の実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行うこととします。

(2) 行為許可の申請

提案の内容および事前協議により取り決めた事項に基づき、暫定利用開始の3日前までに彦根市都市公園条例に規定する「公園内行為許可申請書または公園施設使用許可申請書、使用料減免申請書」を提出していただきます。

有料施設については、施設利用料がかかります。

(3) 暫定利用の実施

- (ア) 許可書が交付された暫定使用者は、許可書に記載された条件のとおり園内施設等

を使用し、提案内容および事前協議により取り決めた事項を遵守し、暫定利用を実施することができます。

- (イ) 告知を含む、暫定利用の準備から撤去まで、暫定使用者の責任のもと、適切に実施してください。

1 1 実績報告

(1) 実績報告書の提出

暫定利用が満了した後に、暫定利用の実績報告書【様式4】を提出してください。

なお、以下の項目を必須事項として記載してください。

- (ア) 暫定利用者名
- (イ) 暫定利用の名称
- (ウ) 暫定利用の内容
- (エ) 事業のターゲット層
- (オ) 使用した公園の範囲
- (カ) 使用した期間および時間
- (キ) 実施日毎の利用者数および売上額
- (ク) 暫定利用の実施に要した費用
- (ケ) 対象地の感触
- (コ) 対象地で暫定利用した上での利点・課題(採算性、集客性など)
- (サ) 対象地の目指すべき方向性(利用者層、利用方法、必要な規制緩和など)
- (シ) 対象地の有効活用に必要な施設の整備(施設改修、雨天対策、駐車場のあり方など)
- (ス) 今後の公園運営に対する意見・要望
- (セ) その他(自由記載)

(2) ヒアリング調査

実施報告書の内容を基に、ヒアリング調査を行います。

なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、通知します。

(3) 実績報告の公表について

暫定利用の実施実績について、暫定利用者と協議の上、内容の一部を公表する場合があります。

1 2 留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出、暫定利用に係る費用(ゴミの回収も含む)は、利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱いおよび特許権等

- (ア) 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類は、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

(ウ) 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法および維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとしします。

(3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(4) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

(5) 参加実績

トライアル・サウンディングへの参加実績は、後に市が都市公園等で行う官民連携事業に一切の影響を及ぼすものではありません。

1 3 申込先・連絡先

〒522-8501

彦根市元町4番2号

彦根市都市政策部都市計画課公園緑地係 担当：森川、宮部

TEL：0749-30-6124(内線253)

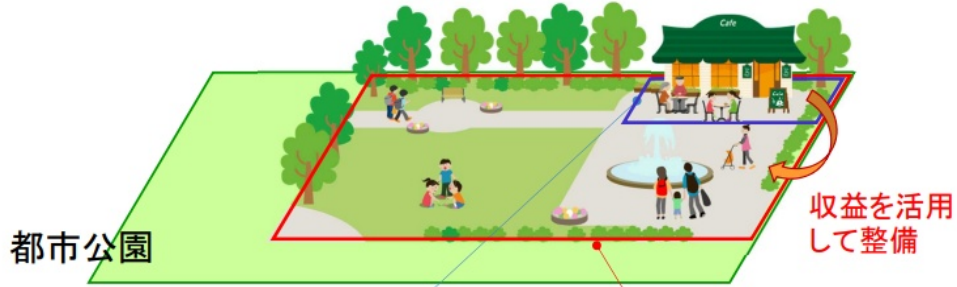
FAX：0749-24-8517

メール：toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

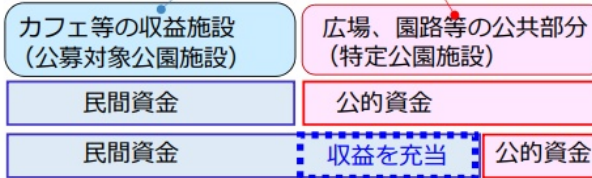
● 公募設置管理制度 (Park-PFI) の特徴

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと



民間が収益施設と公共部分を一体的に整備



従前
新制度